

# 平成24年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市藤棚地域ケアプラザ

## 2 事業計画

### 地域の現状と課題について

- ・ 藤棚商店街の周辺に古くからの住宅地が密集しており、急傾斜の坂道と狭小な道路が多くあります。地域によっては緊急車輛の通行が困難で問題がある地域も混在しています。高齢化率は25.3%と西区の中では高い方です。自治会によっては28%を超えている町内もあります。また、6歳未満の子どもの数は少なくなっており、町内によっては子供会がない地域もあります。
- ・ 地域の課題としては自治会の役員の高齢化が顕著で、後継者探しに苦労されている自治会もあります。
- ・ この2~3年で地域内に生活支援センターや就労支援施設等の障がい者施設が次々と開所しており、ケアプラザと連携が取り易くお互いに相談しやすい環境ができてきています。

### 施設の適正な管理について

#### ア 施設の維持管理について

- ・ 建物・空調設備、消防設備等の保守点検を定期的に行い、また日常清掃や消耗品の補充等における日常の管理を通して、ご利用者が安心して、また安全にご利用いただけるよう努めます。
- ・ 地域ケアプラザの施設は様々な方が利用されるので、感染症予防のために毎日、トイレ・手摺・ドアノブ等の殺菌消毒を行います。

#### イ 効率的な運営への取組について

- ・ 地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関して、法人本部と連携して、業務や役割の分担を図りながら事務の効率化に努めます。また送迎車輛リース等の委託業者の選定にあたっては電子入札を実施し経費削減を図ります。
- ・ 建物管理や保守に関しては、藤棚地区センターとの複合施設のため共同委託することで、効率よく施設管理を行っていきます。

#### ウ 苦情受付体制について

- ・ 法人で苦情解決規則を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、ご利用者からのご意見・ご要望、苦情等に対応してまいります。また法人では公正・中立の立場からあつせん、調整を行う第三者委員会を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し解決に取り組めます。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・年7回、デイサービスのご利用者や貸室ご利用者等を含めた避難、消火訓練を行い、緊急時に落ち着いた行動が取れるよう訓練を行う予定です。その内1回は藤棚地区センター・藤棚ハイツとの合同防災訓練を行います。
- ・地域ケアプラザは区役所と特別避難場所の協定を結んでいますので、災害時には要援護者の非難場所に指定されます。地域に要援護者の避難施設であることのPRをするとともに、日ごろから災害応急備蓄物資や防災対策マニュアルを整備し、職員の意識を向上して災害緊急時に備えています。

#### オ 事故防止への取組について

- ・介護サービスの提供中にヒヤリとしたりハッとしたことなどを朝夕のミーティングの場において報告し、職場内で注意を喚起しながら事故を未然に防ぐ努力を継続的にを行います。また所内での会議などにおいても法人内の他事業所での事故の事例や横浜市事故防止の手引き・事業所内の事故防止マニュアルを活用するなど、事故防止に関する研修を組み入れ、職場における危機管理の意識を高めていきます。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・法人では個人情報保護規程を定め、地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する担当者、責任者を定めています。また施設内で個人情報保護、情報セキュリティ研修を年1回行い意識の啓発に努めます。
- ・実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、記録類、またUSBメモリーなどは施錠できるロッカーなどで保管することとしています。USBメモリーについては出入記録を管理台帳にて記録し管理していきます。
- ・基本的には外部への持ち出しは厳禁ですが、どうしても携帯が必要な場合には、紛失や情報漏えいのないよう最小限の情報のみを携帯するようにしています。また、ファックスや郵送の誤送信が起こらないよう、取り扱い手順を決めて、日常業務を行っています。
- ・デイサービスのご利用者の記録書等の取り扱いについては、誤返却防止のために、看護職員、生活相談員、介護スタッフで3段階チェックを行います。
- ・研修ではご利用者様の個人情報を大切に扱うことは「人を大切にする」と同義であり、サービスの基本である事を全員で確認しながら、チェックシートの活用により業務の振り返りを行います。

#### キ 情報公開への取組について

- ・地域ケアプラザにおいて情報開示の請求があった場合には、法人で定めた情報公開規程にのっとり、積極的に情報を公開することに努めます。
- ・ホームページを活用して各種事業に関する情報などを幅広く市民の方に提供します。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

- ・節電・節水・コピー用紙の裏面活用・ごみの減量化を励行し、経費削減に取り組みます。横浜市「ごみゼロルート回収」のルールに従い、資源ごみの分別収集を行います。ご利用者の皆様にはごみの持ちかえりや館内での禁煙をお願いしていきます。また、使用していない部屋の照明をこまめに消し、暖房・冷房の季節には適切な室温を維持するなど、節電への取り組みを行っていきます。
- ・毎月1回、空気環境測定を行い、室内環境の適正な維持に努めます。外構の環境整備については、地域作業所の活動の場として清掃作業を委託します。また、低木の剪定についてはボランティアに依頼して行います。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

地域包括支援センターの3職種と非常勤の介護支援専門員2名は、介護予防支援のケアプランが適正にご利用いただけるよう最善を尽くしていきます。

#### 《目標》

介護予防支援計画の作成にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、自立に向けて設定された目標を達成するために、ご利用者及びそのご家族の主体的な参加とともに、適切な保健・医療・福祉サービス及びボランティア団体等との連携を図り総合的なサービス提供の調整に努めます。可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができることを目指します。

事業の運営に当たっては公正中立な立場で、多様で総合的なサービス調整をしています。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

●ご利用者から頂く利用者負担金は、償還払いの場合を除き無料です。

●介護保険料を一定期間滞納した場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただかなければなりませんのでご注意ください。その後区役所に対して保険給付分を請求して下さい。

●ケアマネジャーがご利用者宅にお伺いするのに必要な交通費についてはお支払いいただく必要はありません。

ただし、プラザの通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、ご利用者又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名（記名）、押印を頂きます。

- ① 公共交通機関を利用した場合 公共交通機関の運賃分となります。また、作成した明細書等により請求します。
- ② 自動車を利用した場合 プラザより片道 6.5Km未満は無料とし、6.5Km以上は10Kmごとに160円を頂きます。

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託ができるとされている介護予防支援業務については、ご利用者の選択を十分に尊重した上で、サービス利用者と従来からケアプランを作成していたケアマネジャー・居宅介護支援事業所との信頼関係を維持するためにも、原則として、都道府県の指定を受けた居宅介護支援事業所に、介護予防支援業務を委託します。

ご利用者が在宅生活を継続できることを目標に、やる気を引き出す支援に取り組んでいきます。

#### 《利用者目標》

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
113	112	111	115	113	112
10月	11月	12月	1月	2月	3月
113	112	113	112	112	112

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）管理者は業務の管理を一元的に行います。
- ケアマネジャー 2名（常勤専従2名）
- 1名（常勤兼務1名）
- 2名（非常勤兼務2名）

ケアマネジャーは利用者からの相談に応じるとともにケアプランを作成します。

《目標》

- 居宅サービス計画の作成にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整を行います。
- 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- ご利用者から頂く利用者負担金は、償還払いの場合を除き無料です。
- 介護保険料を一定期間滞納した場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただかなければなりませんのでご注意ください。その後区役所に対して保険給付分を請求して下さい。
- ケアマネジャーがご利用者宅にお伺いするのに必要な交通費についてはお支払いいただく必要はありません、ただし、プラザの通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、ご利用者又はご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨を文書に署名（記名）、押印を頂きます。
  - ① 公共交通機関を利用した場合 公共交通機関の運賃分となります。また、作成した明細書等により請求します。
  - ② 自動車を利用した場合 地域ケアプラザより片道 6.5Km未満は無料とし、6.5Km以上は 10Kmごとに 160円を頂きます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ご利用者が在宅生活を継続できることを目標にご本人の意欲を引き出せる、より質の高いケアプラン作成に取り組んでいきます。
- 平成 22 年 6 月 1 日より特定事業所の登録を行い、24 時間連絡ができる体制を整えて、迅速な対応を心がけています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
86	85	86	85	85	85
10月	11月	12月	1月	2月	3月
85	85	86	87	87	88

## ● 通所介護事業

### 《提供するサービス内容》

- ご利用者が自立した日常生活を営むこと及びご利用者のご家族の負担を軽減させていただくことを目標に、ご利用者の心身の特性を踏まえ、そのお体の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、個別機能訓練等を行います。また、ご利用者のご家族に向けて介護方法の周知等を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
- サービスの種類
  - ① 通所介護計画の作成
  - ② 生活指導（相談援助等）
  - ③ 機能訓練（日常動作訓練）・生活機能向上支援
  - ④ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
  - ⑤ 健康状態の確認
  - ⑥ 送迎
  - ⑦ 食事
  - ⑧ 入浴
  - ⑨ 個別機能訓練
  - ⑩ 口腔機能向上訓練

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分(1回あたりの金額)  
基本額（大規模型通所介護（Ⅰ））

（要介護1）	715円
（要介護2）	840円
（要介護3）	971円
（要介護4）	1,102円
（要介護5）	1,231円
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 7円
- 個別機能訓練 54円
- 口腔機能向上加算 159円
- 入浴介助 53円
- 食費負担 650円  
(1日あたりの食材料費・調理費（おやつ代含む）)
- 通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。
- キャンセル料（前日の営業時間終了までに、ご連絡がない場合、食材料費450円を頂きます。）

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:45～16:50

### 《職員体制》

管理者	1名（常勤兼務1名）
生活相談員	3名（常勤兼務3名）
看護職員	6名（非常勤兼務6名）
介護職員	24名（非常勤兼務24名）
機能訓練指導員	6名（非常勤兼務6名）
事務員	2名（常勤兼務1名、非常勤兼務1名）
調理員	6名（非常勤兼務6名）
運転手	5名（非常勤兼務5名）

《目標》

- ご利用者が自立した日常生活を営むことを目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供します。
- 通所介護計画書の作成にあたっては、ご利用者の意思を尊重し、心身状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じてご利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- 個別機能訓練や口腔ケアを行い、心身機能の向上を目標としています。
- サービス提供にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- 地域ケアプラザは、従業員の資質向上を図るための研修を定期的に行います。また業務体制を整備します。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご本人やご家族が見学を希望される場合には随時対応しました。実際に見ていただいて不安を解消した上でご利用に繋がるようにお声掛けをしていきます。
- ・厨房で調理した温かくておいしい家庭料理を毎回提供し、季節感のあるメニューをお楽しみいただきます。
- ・おやつはご利用者の皆さんと一緒に作ったり、日本各地から銘菓を取り寄せたりと、嗜好を凝らして楽しんでいただきます。
- ・今年度より利用時間が長くなったこととお客様とスタッフの間の会話の時間をより多く取入れ、お互いのコミュニケーションのスキルアップを目指します。レクリエーションのメニューを充実させて、ご本人のご希望を取り入れ、選択していただくことで、楽しみながら自立した生活が継続できるように目標設定して実施していきます。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
817	845	815	840	848	814
10月	11月	12月	1月	2月	3月
844	819	762	762	762	840

## ● 介護予防通所介護事業

### 《提供するサービス内容》

●「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」と「介護予防通所介護計画」等に沿って、送迎、入浴及び食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や、その他、ご利用者に必要な日常生活上の支援、並びに機能訓練（日常動作訓練）を行います。

●サービス提供にあたっては、「介護予防通所介護計画書」等に沿って、ご利用者ができることはご自分で行いながら、社会的交流を持つことで、潤いを持った生活を楽しんでいただけることを目標にしています。

●事業の実施にあたり、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

### ●サービスの種類

- ① 介護予防通所介護計画の作成
- ② 生活指導（相談援助等）
- ③ 機能訓練（日常動作訓練）・生活機能向上支援
- ④ 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎
- ⑦ 食事
- ⑧ 入浴
- ⑨ 運動器機能向上訓練
- ⑩ 口腔機能向上訓練

### 《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

●1割負担分（利用料、利用者負担金は月単位の定額制です。送迎・入浴も単位数の中に含まれています。）

（要支援1） 2, 213円

（要支援2） 4, 432円

●運動器機能向上加算 238円

●口腔機能向上加算 159円

●生活機能向上加算 106円

●食費負担 650円

（1日あたりの食材料費・調理費（おやつ代含む））

●通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。

●キャンセル料（前日の営業時間終了までに、ご連絡がない場合、食材料費450円を頂きます。）

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:45～16:50

### 《職員体制》

管理者 1名（常勤兼務1名）

生活相談員 3名（常勤兼務3名）

看護職員 6名（非常勤兼務6名）

介護職員 24名（非常勤兼務24名）

機能訓練指導員 6名（非常勤兼務6名）

事務員 2名（常勤兼務1名、非常勤専従1名）

調理員 6名（非常勤専従6名）

運転手 5名（非常勤専従5名）

《目標》

- ケアプラザは、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意欲を喚起しながら支援しました。そのため、サービスの提供の目標に基づいた、「介護予防通所介護計画」等を作成し、サービスの提供を計画的に行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ 運動器機能向上訓練をお客様個々のレベルに合わせて目標設定し、筋力の維持向上に努めます。
- ・ 通所介護事業と一体的に実施する中で、ご利用者相互の助け合いや学び合い、役割を持つ活動の中から意欲や楽しみを見つけていただけるように、お客様同士の交流に力を入れて事業を実施します。
- ・ 今年度より時間が長くなったことのお客様とスタッフの間との会話の時間をより多く取り入れお互いのコミュニケーションのスキルアップの時間を目指します。レクリエーションのメニューを充実させて、ご本人のご希望を取り入れ、選択していただくことで、楽しみながら自立した生活が継続できるように目標設定して実施しました。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
25	25	25	25	25	25
10月	11月	12月	1月	2月	3月
25	25	25	25	25	25



## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

- ・地域ケアプラザは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を営めるように、様々な相談に応じます。
- ・高齢者に関するご相談は地域包括支援センターの三職種（看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）が中心になって関係機関と連携しながら対応します。
- ・子育て支援に関しては、自主事業の「ピーナツクラブ」を保育所子育てひろば市立常設園「あそびの杜保育園」との共催で親子が触れ合いながら楽しめる講座を月1回行っています。その中で子育てに関するご相談をお受けしています。
- ・障がい分野では中学生の障がい児の放課後支援事業を第2・第4火曜日に行っており、障がい児が地域の中で友達やボランティアと交流しながら過ごせる場を提供していきます。また、夏休みには「ガッツ・びーと 西」や西区社会福祉協議会との共催で余暇支援事業を行っています。
- ・子育てや障がいについての相談は関係機関に繋げながら、一緒に支援していきます。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・地域の自治会町内会や民生委員・児童委員協議会、老人会やふれあい会（一人暮らし高齢者見守り事業）、ボランティアグループの食事会、配食のボランティアグループ等の会合に出させていただいて、情報収集及び情報の発信を行います。
- ・ホームページのデータは毎月更新し、広報誌は年4回発行します。
- ・市民利用施設との連携により、施設の利用状況を窓口で閲覧できるよう整備しています
- ・ボランティア団体の感謝会を年2回、貸室団体の交流会を年1回実施します。

### 3 職員体制・育成

- ・専門職を配置し委託事業を適切に実施します。介護保険事業については人員配置基準を遵守して業務を行いません。
- ・法人では「人を大切にし 共に育ちあう」という協会の理念の下に、職員一人ひとりが自らの能力開発に努め、部下、後輩を育成していく環境を整えます。また初任者から管理職・役員にいたるまで、「果たすべき役割」に必要な能力を身につける事ができるように、長期的視野に立った人材育成ビジョンを構築します。さらにアクションプランとして「人材育成計画」を作成して、計画的に職員・スタッフのキャリアアップを進めます。

### 4 地域福祉のネットワーク構築

- ・地域ケアプラザは地域の福祉保健活動団体と連携するために定期的な会合や行事に参加し、日常的に情報交換を行ないながら、地域のニーズや課題を把握しながら事業を行っていきます。
- ・藤棚ネットワーク（支えあい勉強会）において地域のどなたでも参加できる体制を整え、地域住民に呼びかけて、地域で必要とするネットワークの基盤づくりと顔の見える関係づくりをしていきます。
- ・藤棚地域ケアプラザにおいて地域の医療機関・自治会長、民生委員、区役所、西区社会福祉協議会とケアプラザ職員との交流会を開き、ケアプラザの役割を紹介、周知し、より良い顔の見える関係づくりを目指します。（年1回）
- ・エリア内のグループホームの推進会議に出席し、地域におけるグループホームとケアプラザの役割の周知やより良い関係づくりを目指します。（1回/2ヶ月）
- ・エリア内にある福祉施設8ヶ所と連携会議を定期的に行い、日常的なケースにおける連携や事例検討会、福祉フェスタの開催を行っていきます。

## 5 区行政との協働

- ・西区地域福祉保健計画「にこやか しあわせ 暮らしのまちプラン」に添って区や西区社会福祉協議会とともに事業を実施します。
- ・安心なまちづくりを目指し、地域全体でサポートを必要とする人を見守るために、ミニデイサービスや配食サービスその他、ケアプラザの機能を活用して地域の中で支援のネットワークを構築するよう働きかけを行います。また権利擁護や悪質商法に対する知識を啓発する講座等を行います。
- ・活気のある健康なまちづくりのために、健康作りの体操教室や介護予防教室を開催します。ミニデイサービス「赤い靴」や地域への出前講座などで介護予防に関する知識をお話して啓発活動を行います。認知症の理解と地域の中での見守り活動の啓発事業として「キャラバンメイト」の講座を実施します。
- ・一人ひとりの個性を認め合い、みんなが共存するまちづくりのために障がい児の放課後支援事業を区社会福祉協議会との共催で月2回行います。また小中学生にボランティア体験や福祉体験の場を提供し福祉への理解を深めてもらいます。区内に開所した「生活支援センター西」や「生活 創造 空間 にし」等の福祉施設9館でお祭り「福祉フェスタ」を開催します。
- ・地域全体がつながりを持つまち 地域の様々な団体の参加を頂き、地区センターと同日開催でケアプラザ祭りを開催します。その他地域のお祭りや商店街の「へそ祭り」、「区民祭り」に参加させていただきます。藤棚ネットワーク（支えあい勉強会）やケアマネサロンを開催して、団体間の情報交換やそれぞれの役割の理解に努めます。
- ・子どもが健やかに成長できるまち 子育て支援事業として「ピーナツクラブ」を 保所子育てひろば市常設園「あそびの杜保育園」との共催で、親子がふれ合いながら楽しめる講座を毎月行います。こども絵手紙教室は毎月、ベビーマッサージは単発の講座して実施します。
- ・情報が正確に伝わるまち 情報アドバイザー「e ネットにし探検隊」によるパソコン指導とインターネットの使い方指導を行います。地域ケアプラザの広報誌やホームページを活用して保健福祉の情報を発信していきます。
- ・地区別懇談会では事務局の一員として、地域のみなさまと協働で地区別計画の実行計画を作成し、目標達成に向けて取り組みます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・地域の自治会町内会や民生委員・児童委員協議会、老人会やふれあい会（一人暮らし高齢者見守り事業）、ボランティアグループの食事会、配食のボランティアグループ等の会合に出させていただいて、情報収集及び情報の発信を行います。
- ・ホームページのデータは毎月更新し、広報誌は年4回発行します。
- ・市民利用施設との連携により、施設の利用状況を窓口で閲覧できるよう整備しています
- ・ボランティア団体の感謝会を年2回、貸室団体の交流会を年1回実施します。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・登録団体の福祉保健活動を把握し、団体の皆様がより一層地域で活発に活動していただけるようコーディネートしていきます。登録時には地域の誰でもが参加できる活動をしていただけるよう依頼しています。地域の皆様が施設を利用するに当たり、年1回のアンケートの実施、または受付に「ご意見受付箱」を設置して、常時ご意見やご要望を受け付けて、活動しやすい場の提供に努めます。
- ・今年度は来館者数の目標を月平均1,200人とします。地域に配布する広報誌を利用して貸室利用に関する情報提供を行ってまいります。また、団体間の連携が図れるよう「交流会」を開催して、交流や情報交換を図り団体間のネットワークを構築しそれぞれの活動が活発になるよう努めていきます。

### 3 自主企画事業

- ・高齢者、子育て中の方、障がい児・者向け、一般住民向けの事業をそれぞれの対象者が集える場を提供するよう年度計画に沿って実施していきます。企画に当たっては地域住民の希望やニーズを伺いながら計画します。
- ・配食サービス「みつわの会」は地域の民生委員と協力しながら、70歳以上の虚弱な高齢者向けのお弁当の配達と安否の確認を行っていきます。
- ・高齢者向けの健康づくりとして、「はつらつクラブ」「さわやか体操クラブ」を開催、体操やウォーキングで仲間づくりと健康増進に役立てていただきます。
- ・「くるみ」は認知症高齢者による幼児を対象とした絵本の読み聞かせですが、「あそびの杜保育園」のご協力を頂きながら継続実施します。
- ・一般の地域住民を対象とした講座では、あまりケアプラザを利用したことのない人達に来ていただけるように、「プリザーブドフラワーで正月飾りを作ろう」「縮緬で干支づくり」「一の会（書道）」「おやつ作り」「季節の折り紙」「カメラ講座中上級編」「セルフケア」などの講座を行います。
- ・高齢者の居場所づくりや仲間づくりを目的として、「藤棚茶房」「みんなで唄おう」を行います。
- ・子ども向けには園児から小学生向けの「子ども絵手紙教室」を毎月、夏休みには小学生向けに「福祉施設を知ろう」を、エリア内の9か所の福祉施設見学会を実施します。
- ・自主事業の参加者にはできるだけ自立を促し、自分たちの活動として継続でき、福祉保健活動ができるように声かけを行なっていきます。
- ・これまでに立ち上がっている自主グループの継続的な活動についても、包括職員と一緒に支援を継続していきます。
- ・地区センターと合同による「15周年記念祭」を5月27日に行います。

### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ・現在ボランティア活動をされている方が継続して活動を続けられるように相談や調整を行います。また、今年度も引き続きヨコハマいきいきポイントへの登録を呼びかけ、ボランティア活動の活性化を目指して新たにボランティア活動を始める方を様々な場面で発掘し地域のインフォーマルサービスに繋げられるよう呼びかけていきます。今年度は西区社会福祉協議会と他ケアプラザと協働で分野ごとのボランティア育成講座を開催します。
- ・小中高校生がボランティア体験できるように活動の場を提供し、支援していきます。
- ・ボランティア個人と団体の感謝会を年2回行い、日頃の活動をねぎらうとともに情報交換を行うことで、活動の活性化と広がりが得られるよう支援します。
- ・住民からの要請に応じて、ボランティアを紹介し活動の場をコーディネートしていきます。

# 地域包括支援センター

## 1 総合相談

### 総合相談支援（総合相談）

・誰もが住み慣れた地域で安心した生活を継続できるように、様々なご相談に応じます。ご相談をお受けする際に職員は横浜市のプライバシー保護条例を遵守し、適切な接遇態度で対応いたします。ご相談の内容により迅速に関係機関と連携して、継続的に問題の解決やサービス利用に繋げていきます。ケアプラザに来所できない場合には必要に応じて職員が訪問させていただきます。

・ケアプラザは地域の特別養護老人ホーム（ハマノ愛生園）と連携して、24時間ご相談が受けられる体制を整備しています。

### 総合相談（実態把握）

・包括支援センター職員は、自治会町内会や民生委員・児童委員協議会の会合、老人会、地域の行事など様々な機会を捉えて地域の方から情報収集させていただいています。その中から地域の課題や個別ケースのニーズなど課題を抽出して、地域の状況を把握するよう努めていきます。その情報を区役所などの関係機関と共有しながら、問題解決に向けた取組を行なっています。

## 2 権利擁護

### 権利擁護（権利擁護）

・ケアプラザにおいて「遺言書の書き方」や「お葬式のあれこれ」などの講座を開催し、気軽に相談できる場を提供し、適切な支援を行なっています。

・引き続き地域住民やケアマネジャーに対して、成年後見制度の普及啓発に取り組んでいきます。

・包括職員は区役所、社会福祉協議会、司法書士等と共に、定期的に「高齢者権利擁護サポートネット」に参加し、知識や技術を向上させると共に、専門機関と連携できる体制作りを行ないます。

・権利擁護が必要な個別ケースを成年後見制度や債務整理へつなぐために、関係機関と連携しながら、必要に応じて同行を行い手続きへの支援をしていきます。

### 権利擁護（高齢者虐待）

・ケアマネジャーやサービス事業者から上がって来る虐待事例の相談について、区との定例カンファレンスや臨時カンファレンスを開催して情報共有を行い、連携を図りながら役割分担をして対象者や介護者の支援を行います。

・今年度中に区役所、西区社会福祉協議会、包括社会福祉士の協働で地域住民を対象に「虐待予防講座を開催します。また、区と協働でケアマネジャーを対象に虐待に関する「事例検討会」を行います。

### 権利擁護（認知症）

・認知症の正しい理解の促進のために、「認知症サポーター養成講座」を民生委員協議会の勉強会や町内会で行ないます。

・区役所主催の「徘徊高齢者安心ネットワーク」に参加し関係団体と情報共有しながら更なるネットワークの構築に努めます。

・認知症で介護負担の大きいご家族には、区内のボランティア団体である「西区介護者の集い あげぼの会」を紹介して、連携をとりながら支援を行ないます。また、「介護者の集い あげぼの会」と共催で、定期的に交流会を行なうほか、あげぼの会の協力を得て、年3回「男性介護者の集い」を開催します。

・西区の認知症サポート医、区役所、介護者教室等関係機関を交え、認知症と認知症を支える支援者による「ネットワークミーティング」を継続していきます。

### 3 介護予防マネジメント

#### 二次予防対象者把握

- ・町内会や老人会、一人暮らし高齢者食事会、趣味の教室などに出向き、チェックリストを行います。該当者には事業の参加につながるよう、区役所とも連携しながら積極的に働きかけや訪問を行なっていきます。
- ・閉じこもり傾向や身体状況により、事業への参加が困難な方には、訪問型事業を活用していきます。
- ・事業に繋がらなかった方への再アプローチ、事業修了者へのフォローを行い、継続した取組にも努めていきます。

#### 介護予防ケアマネジメント力

- ・要支援の方のケアプランは、包括支援センター職員が月 60 件以内で担当し、それ以上の件数は他の居宅介護支援事業者に委託します。委託に当たっては、ケアマネジャーと同行訪問して対象者の状況を把握、ケアプランの作成に当たってはご本人の身体状況の改善や自立した生活に向けた目標設定をするよう指導します。
- ・サービスの導入に当たっては公平中立な立場から事業者の選定をおこない、またインフォーマルサービスを紹介するよう努めます。
- ・半年ごとの評価では、ケアプランの達成度をご本人やケアマネジャーと確認して、次のプランに繋げていきます。

### 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

#### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・地域の町内会館に出向き、地域住民に対し、保健・医療・福祉分野の専門家を招き、出前講座を行ないます。(年 10 回)
- ・地域活動交流、包括三職種と協働で、民生委員・児童委員協議会に出向き、「介護保険制度の改正のポイント」「消費者被害の防止について」「第3地区高齢者マップの説明」「事例検討会」等の勉強会を行ないます。
- ・ケアマネジャーと民生委員の情報交換会を行い、顔の見える関係づくりを行ないます。(年 1 回)
- ・西区社会福祉協議会の高齢者福祉分科会に参加して、「西区高齢者マップ」の冊子を作り地域の高齢者に配布します。

#### 医療・介護の連携推進支援

- ・西区医師会との協働でケアマネジャーと医療機関（診療所の医師）との情報交換会を実施します。(年 1 回)
- ・地域の医療機関、関係機関を対象に「地域ケア会議」を年 1 回行います。
- ・日常的に医療機関から患者様の退院支援についての相談を受け、包括支援センター職員は病院や自宅に訪問して、対象者の身体状況や介護者、住環境等を把握し、ケアマネジャーやサービス事業者につなげるよう調整を行ないます。

### ケアマネジャー支援

- ・ケアマネジャー同士の連携支援及びスキルアップを目的に「ケアマネサロン」を開催します。(年9回)
- ・岩間伸之氏によるDVDを媒体にしてカンファレンスを行い、ケアマネジャーによる質の高い援助を目指します。
- ・ケアマネジャーからの声かけによる担当者会議に出席し、支援困難事例、緊急対応時等のより良い支援体制を目指します。(年60回以上)
- ・新入就労支援ケアマネジャーに対する研修等を実施します。(年1回)
- ・経験の浅いケアマネジャーを対象に勉強会を行い、スキルアップを目指します。(概ね月1回)
- ・ケアマネ研究会にオブザーバーとして参加し、研修会を共催して支援を行ないます。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

- ・ケアプラザの広報誌や地域交流事業の各講座で介護予防の取組についてご紹介します。
- ・介護予防推進事業に取り組み、「にこにこ しにあ セミナー」は年2コース実施します。その他、地域住民による様々な行事や集まりとの連携を図りながら、包括の看護職とコーディネーターが協力して、介護予防事業を行なっています。また、地域作り型介護予防事業を推進していくために地域診断を行っています。
- ・チェックリストを活用し、心身の機能が低下している高齢者を早期に把握し、一緒に事業に取り組むことで、自立した生活の実現を目指します。
- ・その他、地域にお住まいの高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、個別性に配慮した方法で事業を進めています。

## その他


# 平成24年度 自主事業計画書

## 横浜市藤棚地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ピーナツクラブ	親子支援。毎月違う内容の行事を行い、親子の皆さんに楽しんでいただきます。	毎月第3木曜日 (8月は、変動あり)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ベビーマッサージ	マッサージを通し親子の絆を深めてもらいます。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
さわやか体操クラブ	転倒骨折・閉じこもり予防のお手伝いをします。仲間作りの体操教室です。	毎月第2・4日曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
障がい児放課後支援「とんぼ」	中学生を対象とした放課後の居場所支援。室内レクリエーションを中心に活動を行います。	毎月第2・4火曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
山のうえサロン	山のうえの町内会館に出向き、ケアプラザに来られない方に情報交換や体操を行います。	毎月第2木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子ども絵手紙教室	子どもたちが、のびやかに・楽しく絵を描けるように行っています。	毎月第2土曜日 (8・1月休み)

## 平成24年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
実	ボランティアルームを開放し誰でもが集える場としています。	毎月第4金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
情報アドバイザー「eネットにし探検隊」	ボランティアの方がパソコン操作を易しく丁寧に教えて下さいます。	毎週水曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
みんなで唄おう	昔懐かしいアコーディオンに合わせて皆で唄う会です。	毎月第2土曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
はつらつクラブ	体操とウォーキングで体力づくりを行います。閉じこもり予防・仲間作りのお手伝い。	毎月第2・4金曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
貸室懇談会	貸室登録団体の方に対し貸室の使い方等の説明を行います。団体同士の関係づくりにも努めています。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
支えあい勉強会	今年度は、地域の方たちと防災・減災について勉強をします。	年3回



# 平成24年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
15周年記念祭	開館15周年を迎えるにあたり。地区センターと合同で記念祭を行います。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚交流会	ボランティア・講師に日頃の感謝に労をねぎらい、参加者が交流場ができる様に行います。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
在宅男性介護者の集い	区内の男性介護者の方が集まり悩みや・介護について話し合います。	年3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
一の会	心を静め書に向かう書道教室です。仲間作りのお手伝いを行います。	毎月第4月曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
くるみ	認知症のある高齢者が子どもたちに絵本を読むボランティアをさせていただきます。	年20回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
プリザーブドフラワーでクリスマスオーナメント	人気のプリザーブドフラワーでクリスマス飾りづくりを行います。	年1回

# 平成24年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
第3地区福祉フェスタ	担当地域内にある福祉施設で地域住民に向けてお祭りを行います。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏の余暇活動	障がいのある子ども達が夏休みに色々な方と出会い、色々な経験を楽しんでもらいます。	年1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
福祉施設を知ろう	小学生を対象に地域の福祉施設を見学してもらい、施設の勉強をしてもらいます。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
声を出して元気になろう	声の出し方・発音の仕方など学び健康に役立たせてもらいます。	3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
シルバーサロン「ほのぼの」	地域の方たちに福祉に関わる社会資源の情報発信をしています。	年6回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
医療との交流会	地域の医療関係、福祉施設、地域の方と連携ができるように、話し合いを行います。	年1回

## 平成24年度 自主事業収支計画書

事業名	募集対象	自主事業予算額					
	募集人数	総経費	収入		支出		
	一人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
ピーナツクラブ	未就園児	30,000	30,000	0	15,000	15,000	0
	なし						
	なし						
ベビーマッサージ	2ヶ月から6ヶ月	25,000	25,000	0	25,000	0	0
	なし						
	なし						
さわやか体操クラブ	地域住民	96,000	36,000	60,000	96,000	0	0
	25名						
	200円						
障がい児放課後支援 「とんぼ」	中学生	60,000	40,800	19,200	10,000	50,000	0
	5名						
	200円						
山のうえサロン	地域住民	12,611	6,611	6,000	11,111	1,500	0
	なし						
	100円						
子ども絵手紙教室	小学生	3,000	3,000	0	0	3,000	0
	なし						
	なし						
実	地域住民	5,000	3,000	2,000	0	5,000	0
	なし						
	50円						
情報拠点化事業 eネットにし探検隊	地域住民	20,000	20,000	0	0	20,000	0
	なし						
	なし						
みんなで唄おう	地域住民	42,000	12,000	30,000	42,000	0	0
	なし						
	100円						
はつらつクラブ	地域住民	46000	10000	36000	46000	0	0
	15名						
	200円						
貸室懇談会	登録団体	10,000	10,000	0	10,000	0	0
	なし						
	なし						
支えあい勉強会	地域住民	50,000	50,000	0	50,000	0	0
	なし						
	なし						

事業ごとに別紙に記載してください。

## 平成24年度 自主事業収支計画書

事業名	募集対象	自主事業予算額					
	募集人数	総経費	収入		支出		
	一人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

事業名	募集対象	自主事業予算額					
	募集人数	総経費	収入		支出		
	一人当たり参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
15周年記念祭	地域住民	180,750	170,750	10,000	15,000	63,250	92,500
	なし						
	実費						
藤棚交流会	ボランティア	40,000	40,000	0	5,000	0	35,000
	なし						
	なし						
在宅男性介護者の集い	地域住民	5,000	5,000	0	0	0	5,000
	なし						
	なし						
一の会	地域住民	45,000	21,000	24,000	42,000	3,000	0
	10名						
	200円						
くろみ	認知症高齢者	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	なし						
	なし						
プリザーブドフラワーで クリスマスオーナメント	地域住民	30,000	10,000	20,000	10,000	20,000	0
	10名						
	1500円						
第3地区福祉フェスタ	地域住民	20,000	20,000	0	0	20,000	0
	なし						
	実費						
夏の余暇活動	障がいのある中高生	40,000	36,500	3,500	0	30,000	10,000
	7名						
	500円						
福祉施設を知ろう	小学生	10,000	10,000	0	0		10,000
	10名						
	なし						
声をだして元気になろう	地域住民	15,000	15,000	0	10,000	0	5,000
	10名						
	なし						

事業ごとに別紙に記載してください。

# 平成24年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名: 藤棚地域ケアプラザ

平成24年4月1日～平成25年3月31日  
(単位: 千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料収入	18,967	23,956	2,514				
	介護保険収入				7,004	16,175	98,278	13,809
	その他							
	補助金収入	70						
	認定調査					473		
	その他	249				386	327	
	<b>収入合計(A)</b>	<b>19,286</b>	<b>23,956</b>	<b>2,514</b>	<b>7,004</b>	<b>17,034</b>	<b>98,605</b>	<b>13,809</b>
支出	人件費	12,038	21,991	2,189	3,830	14,830		63,416
	事務費	3,306	1,809	325		1,289		15,342
	事業費							
	管理費	3,899	1,034			7		7,762
	その他							
	施設使用料相当額							2,750
	居介支委託分				2,573			
他会計区分繰入							23,818	
	<b>支出合計(B)</b>	<b>19,243</b>	<b>24,834</b>	<b>2,514</b>	<b>6,403</b>	<b>16,126</b>		<b>113,088</b>
	<b>収支(A) - (B)</b>	<b>43</b>	<b>-878</b>	<b>0</b>	<b>601</b>	<b>908</b>		<b>-674</b>

介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。